

埼玉県アルコール健康障害専門会議設置要綱

疾 第 2 1 2 号

平成29年4月27日

第1次改正 令和3年6月22日

疾 第 7 3 3 号

第2次改正 令和4年4月1日

疾 第 1 7 1 7 号

(目 的)

第1条 アルコール健康障害対策を総合的かつ効果的に推進するため、埼玉県アルコール健康障害専門会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) アルコール健康障害対策の推進及び調整に関すること
- (2) アルコール健康障害対策に係る現状把握、分析等に関すること
- (3) その他アルコール健康障害対策の推進に必要な事項に関すること

(組 織)

第3条 会議は、別表に掲げる機関で組織し、議長と副議長を置く。

- 2 議長は、疾病対策課を所管する保健医療部副部長をもって充てる。
- 3 副議長は、疾病対策課長をもって充てる。
- 4 会議においては、必要な構成員を追加することができる。

(議長等の職務)

第4条 議長は会議の会務を総理し、会議を代表する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる機関以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(連絡会)

第6条 会議の下に、連絡会議を置く。

- 2 連絡会議は、会議を構成する関係各課所の担当で構成する。
- 3 連絡会議において必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、保健医療部疾病対策課精神保健担当に置く。

(会議結果報告)

第8条 事務局は、会議結果について埼玉県依存症対策推進会議へ報告する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は議長が定める。

別 表

学識経験者等

- ・ 一般社団法人埼玉県医師会
- ・ 帝京科学大学看護学科教授
- ・ 公益社団法人埼玉県断酒新生会

医療機関

- ・ 地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立精神医療センター

関係行政機関

- ・ さいたま市保健福祉局保健部健康増進課
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構 埼玉産業保健総合支援センター

埼玉県

- ・ 県民生活部 青少年課
男女共同参画課
防犯・交通安全課
- ・ 福祉部 地域包括ケア課
精神保健福祉センター
- ・ 保健医療部 健康長寿課
- ・ 教育局 保健体育課
- ・ 埼玉県警察 生活安全部 少年課
運転免許本部 運転免許課

事務局

- ・ 保健医療部健康政策局長
- ・ 疾病対策課